

社会福祉法人ともしり会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともしり会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づいて置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の8第4項、第45条の16第4項及び第45条の18第3項において規定する報酬をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 評議員には、定款第8条に規定する金額の範囲内で報酬を支給する。

(年間報酬総額)

第4条 全理事の報酬総額は、年間250万円以内とする。

2 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第5条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。ただし、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても第6条の報酬は、これを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。

(理事の業務報酬)

第6条 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給する。

2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設運営に係る会議等に出席した場合は、別表2により報酬を支給する。

(監事の報酬)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。ただし、理事会及び評議員会に出席し、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、第2項及び第3項の報酬はこれを支給しないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、運営状況の調査又は監査業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給する。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監査業務以外の法人及び施設の運営等に係る会議等に出席した場合は、別表2により報酬を支給する。

(評議員の報酬)

第7条の2 評議員が、評議員会以外の日において、法人及び施設運営に係る会議等に出席した場合は、別表2により報酬を支給する。

(費用弁償)

第8条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前金を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員が会議及び研修に参加する際並びに監事の監査業務にあたる際にその実費弁償として旅費を支給するものとし、その支給額については、社会福祉法人ともしり会旅費規程に定める職員に支給する旅費の例とする。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及び出勤簿の作成に協力しなければならない。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、定款の変更認可のあった日(平成29年12月20日)から施行する。

2 平成29年6月19日施行の社会福祉法人ともり会役員の報酬及び費用弁償に関する規程は、廃止する。

3 理事会及び評議員会の出席報酬は、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、支払わないものとする。

4 理事長業務報酬を平成30年7月1日から平成30年7月31日までの間、第5条第1項の規定にかかわらず、支払わないものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、評議員会が承認した日(令和3年1月22日)から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定は、評議員会が承認した日(令和4年2月7日)から施行する。

附 則

この規程は、評議員会が承認した日(令和5年6月23日)から施行する。

附 則

この規程は、評議員会が承認した日(令和6年6月25日)から施行する。

別表1（第5条関係）

区 分	職 務	金 額
理事会出席報酬（日額）	理事長	8,500円
	理 事	6,000円
	監 事	6,000円
評議員会出席報酬（日額）	理事長	8,500円
	理 事	6,000円
	監 事	6,000円
	評議員	6,000円

別表2（第6条、第7条及び第7条の2関係）

区 分	金 額	備 考
理事長業務報酬（日額）	8,500円	
理事業務報酬（日額）	6,000円	
監事監査等業務（日額）	8,500円	
監事の監査業務以外での業務（日額）	6,000円	
評議員の評議員会以外の会議等の出席（日額）	6,000円	